

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県知事長崎幸太郎

5

被告第2準備書面 (求釈明に対する釈明)

令和6年5月10日

10

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 足立 格

15

被告は、本書面において、原告からの令和6年4月5日付求釈明に対し、必要な範囲で、釈明する。

なお、本書面で用いる略語は、従前の例による。

1 求釈明事項1-1について

20

地域枠の志願者は、本件誓約書に署名押印したとしても、本件キャリア形成契約書を締結する法的義務までは負わない。

25

ただし、医療法施行規則30条の33の17は、都道府県がキャリア形成プログラムを策定した場合には地域枠等医師に同プログラムを適用しなければならないと規定しており、また、国の同プログラム運用指針第1、2.(1)ウは、地域枠等医師がキャリア形成プログラムを満了するよう真摯に努力しなければならないと規定

している。

これらのことからすると、制度上、地域枠の志願者は、医師免許取得後、山梨県との間で本件キャリア形成契約書を締結することが当然に想定されており、本件誓約書に署名押印した地域枠の志願者は、本件キャリア形成契約書を締結する道義的
5 義務はある。

2 求釈明事項 1 - 2 について

地域枠の志願者が本件キャリア形成契約書を締結しなかった場合、同志願者につ
10 いて、同契約書はもちろん、本件誓約書に基づく違約金の支払い義務も生じない。

ただし、山梨県から医師修学資金の貸与を受けた地域枠の学生が、就業義務年限を知事が指定する特定公立病院等において従事しない場合は、当該医師修学資金全額及び利息の返還及び支払い義務が生じる。

15 3 求釈明事項 2 - 1 について

山梨県は、山梨大学から対象医療機関への医師派遣等に係る事業費として少なくとも医師 1 名あたり 750 万円/年もの補助金の支出を要するところ、山梨大学から当該医療機関に派遣される医師は中堅以上の医師であり、地域枠医師（キャリア
20 形成プログラム契約を履行中で、医師修学資金における就業義務年限が満了していない医師）は派遣されておらず、派遣が想定されてもいない。

なお、前記補助金は、山梨大学が医師不足病院に対して医師を派遣した場合に、当該派遣に係る山梨大学の経費や負担を軽減させる趣旨で山梨県が支出するものであるところ、仮に、山梨大学が医師不足病院に派遣する医師が前記の地域枠医師
25 あったとしても、山梨大学には当該派遣に係る経費や負担が生じるため、山梨県として、前記補助金の支出を要する。

4 求釈明事項 2 - 2 について

5 医師法 16 条の 2 第 1 項により、臨床研修医は、「2 年以上、都道府県知事の指定する病院…において、臨床研修を受けなければならない」とされているため、山梨大学から医師不足病院に対し臨床研修医が派遣されることはあり得ない。

5 求釈明事項 3 について

10 他都道府県での取扱いや山梨県の医師修学資金貸与条例との整合性を図った上で、地域医療対策協議会における意見を参考として、本年度中に修正できるよう準備検討を進めている。

以上